○国土交通省令第十四号

港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十九号）の施行に伴い、並びに海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）、港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）及び海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）の規定に基づき、並びに海上保安庁法及び国土交通省令組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、港則法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

国土交通大臣　前原　誠司

港則法施行規則等の一部を改正する省令

（港則法施行規則の一部改正）

第一条　港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章　通則（第一条―第二十一条）

第二章　各則

第一節　釧路港（第二十一条の二）

第一節の二　江名港及び中之作港（第二十二条）

第一節の三　鹿島港（第二十三条・第二十三条の二）

第一節の四　千葉港（第二十四条）

第二節　京浜港（第二十五条―第二十九条）

第二節の二　名古屋港（第二十九条の二・第二十九条の三）

第二節の三　四日市港（第二十九条の四・第二十九条の五）

第三節　阪神港（第三十条―第三十三条）

第四節　尾道糸崎港（第三十四条）

第五節　広島港（第三十五条）

第六節　関門港（第三十六条―第四十一条）

第七節　高松港（第四十二条）

第八節　高知港（第四十三条）

第九節　博多港（第四十四条）

第十節　長崎港（第四十五条）

第十一節　佐世保港（第四十六条）

第十二節　細島港（第四十七条・第四十八条）

第十三節　那覇港（第四十九条・第五十条）

附則

第七条中「暴風雨が来る虞のあるとき又は警報信号を掲げた」を「異常な気象又は海象により、当該船舶の安全の確保に支障が生ずるおそれがある」に改める。

第八条の三中「国土交通省令の」を「国土交通省令で」に改め、同条を第八条の四とする。

第八条の二中「国土交通省令の」を「国土交通省令で」に改め、同条を第八条の三とする。

第八条の次に次の一条を加える。

第八条の二　法第十四条の二の規定による指示は、次の表の上欄に掲げる航路ごとに、同表の下欄に掲げる場合において、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、ＶＨＦ無線電話その他の適切な方法により行うものとする。

航路	危険を生ずるおそれのある場合
仙台塩釜港航路	視程が五百メートル以下の状態で、総トン数五百トン以上の船舶が航路を航行する場合
関門港　関門航路	次の各号のいずれかに該当する場合 一　視程が五百メートル以下の状態である場合 二　早鞆瀬戸において潮流をさかのぼつて航路を航行する船舶が潮流の速度に三ノットを加えた速力（対水速力をいう。以下この表及び第三十八条において同じ。）以上の速力を保つことができずに航行するおそれがある場合
関門第二航路 砂津航路 戸畑航路 若松航路 奥洞海航路 安瀬航路	視程が五百メートル以下の状態である場合

第十一条中「阪神港」の下に「、水島港」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

船舶は、港内又は港の境界付近を航行するときは、進路を他の船舶に知らせるため、海上保安庁長官が告示で定める記号を、船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信していなければならない。ただし、船舶自動識別装置を備えていない場合及び船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第三条の十六ただし書の規定により船舶自動識別装置を作動させていない場合においては、この限りではない。

第十五条及び第十六条中「第三十七条の三」を「第三十七条の五」に、「具して、これを」を「記載した申請書により」に改める。

第二十条の二中「第三十七条の三」を「第三十七条の五」に、「国土交通省令の」を「国土交通省令で」に、「第三十六条の三第三項」を「第三十六条の三第四項」に改める。

第二十条の三（見出しを含む。）中「第三十七条の三」を「第三十七条の五」に改め、同条を第二十条の六とし、第二十条の二の次に次の三条を加える。

（港長による情報の提供）

第二十条の三　法第三十七条の三第一項の国土交通省令で定める航路及び当該航路の周辺の国土交通省令で定める特定港内の区域は、別表第五のとおりとする。

2　法第三十七条の三第一項の規定による情報の提供は、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、ＶＨＦ無線電話により行うものとする。

3　法第三十七条の三第一項の国土交通省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一　特定船舶が第一項に規定する航路及び特定港内の区域において適用される交通方法に従わないで航行するおそれがあると認められる場合における、当該交通方法に関する情報

二　船舶の沈没、航路標識の機能の障害その他の船舶交通の障害であつて、特定船舶の航行の安全に著しい支障を及ぼすおそれのあるものの発生に関する情報

三　特定船舶が、工事又は作業が行われている海域、水深が著しく浅い海域その他の特定船舶が安全に航行することが困難な海域に著しく接近するおそれがある場合における、当該海域に関する情報